

受講者の皆様

**D48 「2級土木施工管理技士受験合格講座」**  
**建設業法施行令 改正のお知らせ**

JTEX（訓）日本技能教育開発センター  
企画開発グループ  
TEL 03-3235-8682

拝啓 時下ますますご活躍のこととお慶び申し上げます。

この度は、当センターの通信教育講座をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、今回ご受講いただきました「2級土木施工管理技士受験講座」要点テキスト(平成 28 年度版、2015 年 3 月発行)に、2016 年 4 月の「建設業法施行令」改正を受ける箇所が数点ございますので、下記にまとめました。

つきましては、ご確認いただければと存じます。法の改訂(請負代金の額の変更)そのものは、令第 2 条、令第 27 条の 2 か所で、代金の引上げがありました。

なお、レポート 3 か月目(T3)問 11、問 12 の内容には、この改正を受ける箇所が含まれますが、改正前の内容で採点いたしますので、ご考慮いただければと存じます。

どうぞよろしく願い申し上げます。

敬具

記

◎ 186 ページ 表 4・6 一般建設業の許可

- ・ 上から 1 行目 <令第 2 条関係>  
現 3,000 万円 → 改正 4,000 万円  
現 4,500 万円 → 改正 6,000 万円

◎ 186 ページ 表 4・6 特定建設業の許可

- ・ 上から 1 行目 <令第 2 条関係>  
現 3,000 万円 → 改正 4,000 万円  
現 4,500 万円 → 改正 6,000 万円

◎ 187 ページ (1) 主任技術者・管理技術者の設置

- ・ (1)から数えて上から6行目 <令第2条関係>

現 3,000 万円 → 改正 4,000 万円

現 4,500 万円 → 改正 6,000 万円

◎ 187 ページ (2) 公共性のある工作物または多数の者が利用する施設に関する重要な建設  
工事に係わる技術者

- ・ (2)から数えて上から4行目 <令第27条関係>

現 2,500 万円 → 改正 3,500 万円

現 5,000 万円 → 改正 7,000 万円

以上